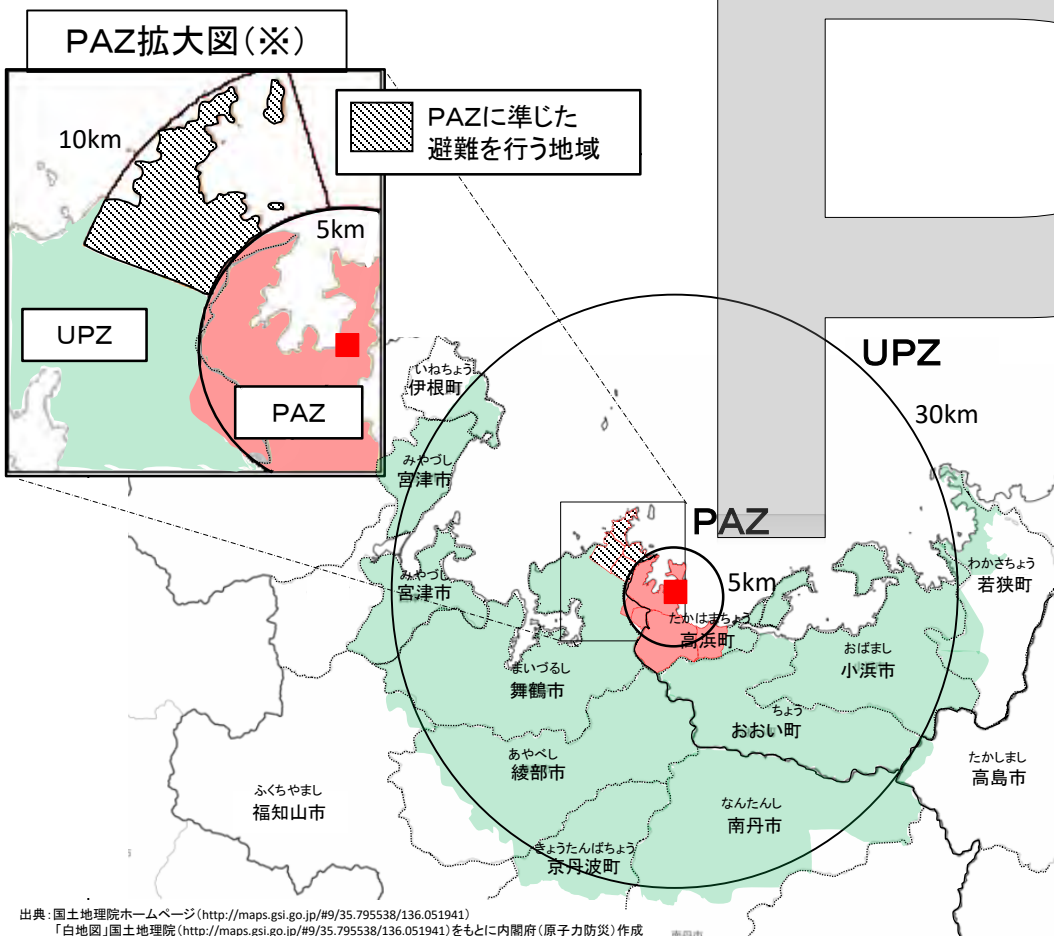


原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内(滋賀県は該当しない)、発電所より概ね5~30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県高浜町、京都府舞鶴市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の7市5町にまたがる。
- 舞鶴市のUPZ内の大浦半島の一部の住民517人については、避難経路がPAZ境界周辺を通ることから、PAZに準じた避難を行うこととしている。(「PAZ拡大図(※)」参照)



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県:高浜町、京都府:舞鶴市)

住民数:高浜町7,811人、舞鶴市578人(大浦半島の一部の住民を含む)

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

7市5町(福井県:高浜町、おおい町、小浜市、若狭町)、
(京都府:舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、
福知山市、宮津市、伊根町)
(滋賀県:高島市)

住民数:163,837人

人口:平成29年4月1日時点

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

- PAZ内人口は8,389人(PAZに準じた避難を行う地域を含む)、UPZ内人口は163,837人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で172,226人。
- 滋賀県においては、高島市の一部がUPZに含まれているが、山間部のため、対象エリアに居住する住民はいない。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内) (PAZに準じた避難を行う地域を含む)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	高浜町	7,811 人	3,124 世帯	2,759 人	1,103 世帯	10,570 人	4,227 世帯
	おおい町			8,288 人	3,170 世帯	8,288 人	3,170 世帯
	小浜市			29,922 人	11,919 世帯	29,922 人	11,919 世帯
	若狭町			3,645 人	1,157 世帯	3,645 人	1,157 世帯
小計		7,811 人	3,124 世帯	44,614 人	17,349 世帯	52,425 人	20,473 世帯
京都府	舞鶴市	578 人	229 世帯	83,537 人	39,894 世帯	84,115 人	40,123 世帯
	綾部市			8,502 人	4,226 世帯	8,502 人	4,226 世帯
	南丹市			3,699 人	1,710 世帯	3,699 人	1,710 世帯
	京丹波町			3,070 人	1,308 世帯	3,070 人	1,308 世帯
	福知山市			464 人	199 世帯	464 人	199 世帯
	宮津市			18,538 人	8,602 世帯	18,538 人	8,602 世帯
	伊根町			1,413 人	590 世帯	1,413 人	590 世帯
小計		578 人	229 世帯	119,223 人	56,529 世帯	119,801 人	56,758 世帯
滋賀県	高島市(※)					0 人	0 世帯
合計		8,389 人	3,353 世帯	163,837 人	73,878 世帯	172,226 人	77,231 世帯

※ 高島市の一部地域は原子力災害対策重点区域となっているが、対象地域に住民は居住していない。

昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、高浜町及び舞鶴市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約**6,600人**／日。
- また、平成26年経済センサス調査データによると、**493事業所**、約**4,288人**がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
高浜町 <small>たか はま ちょう</small>	2,269	2,162	107
舞鶴市 <small>まい づる し</small>	4,286	5,509	△1,223
合計	6,555	7,671	△1,116

<PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
高浜町 <small>たか はま ちょう</small> ※1※2	青郷 <small>せい きょう</small>	119	861
	内浦 <small>うち うら</small>	55	1,487
	高浜 <small>たか はま</small>	277	1,736
	合計	451	4,084

市町名	PAZ内対象地区※4	事業所数	従業員数(人)※5
舞鶴市 <small>まい づる し</small> ※3	松尾 <small>まつ お</small>	1	9
	田井 <small>た い</small>	6	70
	成生 <small>なり う</small>	1	20
	野原 <small>の はら</small>	34	105
	合計	42	204

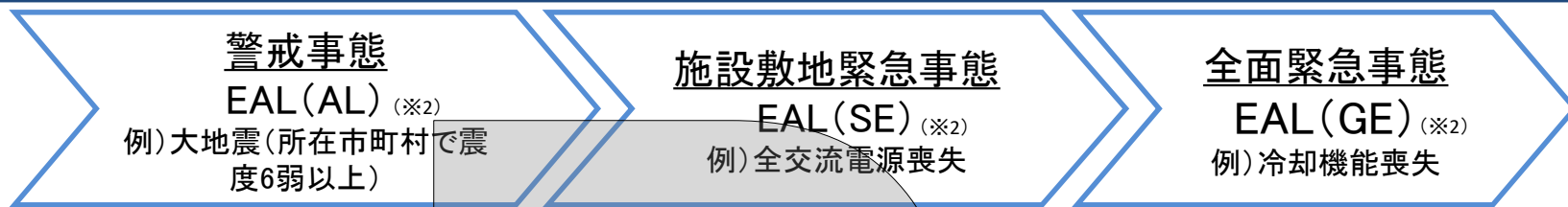
※1 高浜町に所在する事業所のうちPAZ内の事業所分のみ計上
 ※2 高浜町における451事業所のうち、33事業所(1,380人)が関西電力関連企業

※3 舞鶴市の杉山地区・大山地区には事業所なし
 ※4 PAZに準じた避難を行う地域を含む
 ※5 舞鶴市における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民

3. 緊急事態における対応体制



- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



施設敷地緊急事態要避難者^(※3)の避難・屋内退避の準備開始

施設敷地緊急事態要避難者^(※3)の避難開始・屋内退避

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

屋内退避の準備

屋内退避

PAZ内
～概ね5km

UPZ内
概ね5～30km^(※4)

UPZ外
概ね30km～
^(※5)

(※1) EAL(Emergency Action Level):緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

(※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。